

令和7年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
1	定期監査	政策局	危機管理室	<p>契約関係事務</p> <p>業務委託の見積合わせについては、姫路市決裁規程に基づき執行の決定等に係る意思決定を行うべきであるが、姫路市災害対策用備蓄倉庫機械警備業務委託の見積合わせが不調となり、仕様を変更した見積合わせについて、執行決定及び業者指名の決裁を経ずに実施し、業者を決定していた。</p> <p>見積合わせの実施に当たっては、姫路市決裁規程、姫路市契約規則等に基づき適正に執行されたい。</p>	措置済	令和6年度業務委託において不適切な事務処理が認められたことから、改めて、当室職員一人ひとりに対し、姫路市決裁規程や契約規則をはじめとする関係法令を確認させた。	R8.5.8

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
2	定期監査	政策局	危機管理室	<p>契約関係事務及び補助金等交付関係事務</p> <p>執行決定書、契約書、支出負担行為書、補助金等交付申請書、補助金等交付可否決定書等関係書類を調査したところ、指摘事項は次のとおりである。</p> <p>契約関係事務において、受託業者が作成すべき委託業務完了届を市が作成していたもの、契約書頭書に契約保証金免除の適用条項が記載されていないもの、決裁に契約保証金免除の適用条項が記載されていないもの、業務担当責任者の氏名を徴取していないもの、2件の見積合わせの実施結果を同一の結果表に記載していたもの、再委託申出書の提出があったがその後の手続きがされていなかったもの、随意契約の理由が不適切なものなど、事務執行上適切でないものが散見された。</p> <p>補助金等交付関係事務において、補助事業者が作成すべき実績報告書を市が作成していたもの、可否決定書の様式が誤っていたもの、可否決定書の相手方名称が誤っていたものなど、事務執行上適切でないものが散見された。</p> <p>契約関係事務及び補助金等交付関係事務のいずれにおいても、不適切な事務は主に事務処理への理解不足に起因したものである。危機管理室の職員一人ひとりが姫路市決裁規程、姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、補助金等交付規則、その他の関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正に執行された。</p>	措置済	<p>「受託業者が作成すべき委託業務完了届を市が作成していたもの」については、受託業者が作成した任意様式による完了届に加え、当室職員が作成した指定様式の完了届を提出させていたが、受託業者から指定様式の完了届のみを提出させている。</p> <p>「契約書頭書及び決裁に契約保証金免除の適用条項が記載されていないもの」については、必要な記載を行い修正した。</p> <p>「業務担当責任者の氏名を徴取していないもの」については、速やかに業者から所定の書類を提出させた。</p> <p>「2件の見積合わせの実施結果を同一の結果表へに記載していたもの」及び「再委託申出書の提出があったがその後の手続きがされていなかったもの」については、同様の事案が発生しないように内部規程等を再確認させた。</p> <p>「随意契約の理由が不適切なもの」については、随契理由と適用条項が一致していなかったため、速やかに理由書の内容を修正した。</p> <p>「補助事業者が作成すべき実績報告書を市が作成していたもの」については、当室職員が作成した実績報告書を補助事業者に渡し、提出させていたが、補助事業者から提出させるように指導した。</p> <p>「可否決定書の様式が誤っていたもの」及び「可否決定書の相手方名称が誤っていたもの」については、可否決定書の内容を修正した。</p> <p>これらの指摘を受け、令和7年7月に財政課・契約課・会計課が実施した「財務会計実務研修資料」を、所属長から全職員へ確認させ、今後は指摘のあった内容等の不備がないように周知・啓発した。令和7年度のリスク管理シートに指摘内容を追加し、令和8年度以降も継続してリスクチェックできるようにすることで、再発防止に努めている。</p>	R8.5.8

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
3	定期監査	総務局	人事課	<p>タレントマネジメントシステム業務委託事務</p> <p>関係書類を調査したところ、</p> <p>①姫路市決裁規程第6条及び別表第3の規定においては、委託料の支出に関して、執行の決定、業者指名及び契約について金額に応じた決裁権者の決裁を受けるものとされている。また、予算事務の手引きでは、支出負担行為の決裁は支出負担行為書により起案すること、契約管理システムの運用においても支出負担行為については「別途決裁済み」の取扱いはできないとされているところである。しかしながら、本業務委託の契約に係る事務においては、執行決裁（文書管理システム）は決裁権者の決裁を受けているものの、執行何及び支出負担行為決裁（契約管理システム）では担当者を決裁者として別途決裁済みの取扱いをしており、決裁権者が執行額及び契約相手方等の確認を行うことなく契約が締結されていた。</p> <p>決裁規程は、事務処理について責任の所在の明確化と事務処理の合理的かつ能率的運営を図るために、その決裁区分及び手続を定めたものである。決裁規定等関係規定に基づき適正に事務執行されたい。</p> <p>②本業務委託の契約約款において、委託料の支払い条項では「システム構築業務に係る部分については、当該業務の完了後一括して支払うものとし、システム運用保守業務に係る部分については、毎月の業務完了後に支払うものとする」と定めている。しかし、本業務委託の契約書頭書には契約金額総額は記載されているものの、契約約款及び仕様書にはシステム構築業務に係る部分の委託料及びシステム運用保守業務に係る部分の月額委託料の金額について記載されておらず、当該各業務完了後に支払う金額が不明である。</p> <p>契約書等関係書類を作成する際には、必要項目を遺漏なく記載し、適正に事務執行されたい。</p>	措置済	<p>①決裁について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決裁規程等に基づき、適正な決裁権者による決裁をとった。 <p>②委託料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方と協議した上、一部変更契約を締結し、支払い金額を明確にした。 	R8.5.8

令和7年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
4	定期監査	健康福祉局	こどもの未来健康支援センター	<p>産後ケア事業負担金収入関係事務</p> <p>この事務について関係書類を調査したところ、納期の到来している未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。</p>	措置予定	<p>未納は3件（令和4年度：2件、令和5年度：1件）で、未納対象者には、当所から文書、電話、訪問により再三催促する等対応しましたが、徴収が困難な状況です。</p> <p>上記3件の内、令和4年度の1件（債権金額47,600円）について、令和7年3月実施の法制課協議にて、回収困難と判断した債権です。</p> <p>他2件（債権合計金額23,600円）については、引き続き納付書と催告書を送付し徴収に努めます。</p> <p>【未収金の状況】 <別表></p>	R8.5.7
5	定期監査	健康福祉局	保健所予防課	<p>定期予防接種にかかる業務委託契約</p> <p>この事務について関係書類を調査したところ、1件の契約において、契約書頭書では契約金額は仕様書に記載する契約単価としているが、仕様書に単価の一部が記載されていなかった。 契約書等関係書類を作成する際には、必要項目を遺漏なく記載し、適正に事務執行されたい。</p>	措置済	<p>該当の契約書については、相手方と協議した上で、改めて必要項目を記載した令和7年度の契約書を作成した。</p> <p>契約書の作成については、今後とも必要項目を含め正確な記載を行い、適正な事務執行に努めていく。</p>	R8.5.7
6	定期監査	健康福祉局	保健所総務課	<p>物品管理事務</p> <p>物品の管理については、姫路市物品取扱規則第14条、第20条及び第21条の規定により、備品シールの貼付、備品の異動状況の把握、管理台帳と現品の照合を行うものとされている。現地において確認したところ、備品シールの貼付漏れに加え、所属名及び備品番号の記載漏れにより照合できないものが多数見受けられるなど管理が不十分であった。 物品については、姫路市物品取扱規則の規定に基づき適正に管理されたい。</p>	措置予定	<p>監査結果におけるご指摘を受け、随時備品台帳と現品の照合等を行っております。</p> <p>備品シールの貼付及び備品番号の記載漏れに加え、過去の各諸室の用途変更等により備品が所内で分散しているため、備品特定に時間を要しており、一部の備品についてのみ照合が完了している状況です。引き続き、備品の特定に努めてまいります。</p>	R8.5.7

令和7年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
7	定期監査	教育委員会事務局	文化財課	<p>契約関係事務</p> <p>契約の締結に当たっては、地方自治法第234条の規定により契約書に記名押印することとされているが、旧藤森家住宅公開及び管理業務委託の契約書において契約相手方の契約印が漏れていた。契約の締結事務に当たっては、地方自治法その他の関係法令等に基づき適正に執行されたい。</p>	措置済	<p>契約相手方に速やかに契約印の押印を求めた。</p> <p>今後は確認を徹底し、適正な契約事務の執行に努めていく。</p>	R8.5.7
8	定期監査	教育委員会事務局	城内図書館	<p>指定管理協定関係事務</p> <p>指定管理者が業務の一部を第三者へ委託する場合、基本協定書及び仕様書に基づき、再委託する業務実施前に再委託先との契約書及び業務仕様書の写しを提出させなければならない。姫路市立図書館飾磨分館等の管理に関する協定において、令和4年度行政監査及び令和5年度定期監査で同様の指摘があったにもかかわらず、契約書及び業務仕様書ともに写しを提出させていなかった。</p> <p>指定管理協定の締結事務に当たっては、地方自治法その他の関係法令等に基づき適正に執行されたい。</p>	措置済	<p>速やかに該当事業の契約書及び仕様書の写しの提出を求めた。</p> <p>併せて、令和8年度以降の基本協定に係る提出書類について、指摘された書類も含めて提出されていることを確認した。</p> <p>引き続き、定められた書類を適切に提出するよう指定管理者に対して求めるとともに、当館としても確認を行っていく。</p>	R8.5.7

<別表>

収入関係事務【こどもの未来健康支援センター】

【令和7年9月末現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
産後ケア事業負担金	610,600	539,400		71,200
合計	610,600	539,400	0	71,200

【令和8年3月31日現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
産後ケア事業負担金	610,600	539,400		71,200
合計	610,600	539,400	0	71,200

令和7年度

随時監査等結果報告書における意見及び対応状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の意見の要旨	対応状況	対応内容	対応通知日
1	随時監査	教育委員会事務局	学校施設課、 教育企画室	<p>(1) 校舎の規模・構造について</p> <p>令和6年3月に策定された『(仮称)荒川南小学校整備基本構想・基本計画』(以下、基本構想・基本計画という。)では、平面計画について「校舎は原則3階建てとする。」とされているが、令和6年5月に契約された設計委託の基本設計の中では、4階建てとなっていた。</p> <p>また、構造計画については、基本構想・基本計画では「校舎の構造種別は、可変性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定する。」とされており、基本設計書の構造設計基本方針では、機能性、耐震安全性、耐久性、経済性などの条件を合理的に考慮した構造計画とし、構造種別は鉄筋コンクリート造とされた。</p> <p>その後、「姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」(令和7年3月公表)をまとめる作業の中で、2050年までの人口推計を基に児童数の再推計を行ったところ、2030年代をピークに、その後は大きな増減が見られない状況が続くことが判明したため施設規模の再検討を行い、この結果、鉄筋コンクリート造3階建に変更し、予算の増額補正措置を行った上で令和7年7月に設計委託契約の変更を行っているものである。</p> <p>しかしながら、施設規模等を再検討する契機となった児童数推計については、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した地域別将来推計人口に合わせて補正された本市の将来推計人口を基にしているもので、再推計後の児童数は設計委託(令和6年5月契約)の発注前には想定できたものである。そのことから、必要なクラス数及びその他特定目的室の根拠並びに構造も含め適正な事業費の検討などに対し、意識や捉え方が希薄であったと言わざるを得ない。</p> <p>小学校の整備という大規模な事業を進めるに当たっては、内部統制の観点からも、あらゆるリスクを想定するとともに、関係部署との情報共有や連携に加え、市民への説明責任を踏まえた方針決定の根拠や意思決定のプロセスを明確にしておく必要があると考える。</p> <p>今後も学校の統廃合が想定される状況において、校舎等の整備方針を決定又は変更する際は、その経緯や理由を明確にし、適切な意思決定を行われたい。</p>	対応済	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)荒川南小学校の校舎整備については、令和7年度に設計委託業務は完了し、令和8年4月3日に工事の公告を行っており、令和10年4月の開校に向け、関係各課と密に情報を共有し、手続きを進めているところである。 ・少子化は、年々、予測を上回るスピードで進展しており、校舎等の整備にあたっては、現状分析と将来予測を踏まえ、規模・構造・工法等について、適宜、見直しが必要となっている状況である。 ・このような中、整備を予定している(仮称)城陽義務教育学校の整備事業についても、令和8年度の基本設計委託業務の発注に向け、ベースとなる「(仮称)城陽義務教育学校整備基本計画」(令和6年度策定)の児童数等について最新のものとなるよう令和8年3月に時点修正を行っている。 ・今後、校舎整備等の大規模事業の実施に際しては、市長部局など関係各課との情報共有や協議を行った上で、方針決定・変更を行う場合には、市民への説明責任を果たすことができるようその根拠・プロセスをこれまで以上に明確にした上で、意思決定を行っていく。 	R8.5.7

令和7年度

随時監査等結果報告書における意見及び対応状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の意見の要旨	対応状況	対応内容	対応通知日
				<p>(2) 開校までのスケジュールについて</p> <p>基本構想・基本計画では、「新設小学校は可能な限り早期に建設、開校する必要があり、建設には、建物の設計・工事に時間を要することから、迅速に手続きを進め、令和10年4月開校を予定する。このため、新設校の建設工事は、令和7～9年度に実施する。」とされている。</p> <p>しかしながら、設計変更が発生したため、建設工事は令和8～9年度となる予定であり、一段と厳しい状況となっている。今後、想定外の事案が発生した場合、遅れを取り戻すことができず開校時期に影響することが懸念される。</p> <p>教育委員会事務局内はもとより、市長部局とも連携を密に図り、令和10年4月開校に向け円滑に事業を進められたい。</p>	対応済	<p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和10年4月の（仮称）荒川南小学校の開校に向け、着実に準備を進めるため、教育委員会事務局内で調整会議を行うとともに、適宜、市長部局と密接に連携を図りながら、各所管にかかるスケジュールの整理と共有を図っている。 ・また、荒川小学校、PTA役員、地元連合自治会が参加する「設置準備会議」を本年度に立ち上げ、新校の開校に向け、必要な事項の決定や情報共有を行っていくことで円滑に事業を推進していく。 	R8.5.7